法政大学資格課程修了証書の申請書類

1. 法政大学資格課程修了証書について

法政大学資格課程修了証書とは、在学中に資格課程で必要となる単位を修得し、課程を修めたことを法政 大学資格課程委員会が表彰するものです。就職先等に提出するための書類「単位修得証明書」とは異なり ます。

2. 申請対象者について

【図書館司書・博物館学芸員】下のAに該当する者。/【社会教育主事(社会教育士も含む)】下のAまたはBに該当する者。

- A.【図書館司書・社会教育主事(社会教育士も含む)・博物館学芸員】以下(1)(2)の条件をすべて満たす方 ※申請したものの、2022年3月に卒業・大学院修了・全単位修得ができなかった方には発行できません。
- (1)2022年3月卒業・大学院修了見込者 ※9月卒業生及び科目等履修生は対象外です。
- (2) 各資格の全単位修得者(2022年3月修得見込者含む)
- B. 【社会教育主事(社会教育士も含む)のみ】以下(1)(2)の条件をすべて満たす方
- (1) 法政大学に2年を超えて在学し、卒業所要単位のうち62単位以上を修得した者(見込みは含まず)
- (2) 社会教育主事・社会教育士課程に必要な全単位修得者(見込みは含まず)

3. 申請方法

以下の【修了証書申請書】に必要事項をご記入の上、切り取り線以下を提出してください。

申請期間:2021年4月12日(月)~5月14日(金)•9月24日(金)~10月8日(金)

申請場所:教職・資格担当(大内山校舎1階) ※日曜祝日除く窓口開設時間

4. 発行について

申請書を提出した方のうち、上記2.の要件が確定した方に対して、2022年3月24日(木)に、授与します。確定日時・場所等の詳細は、掲示でお知らせしますので、掲示板をご確認ください。 なお、上記2.の要件を満たせなかった方には、3月に、通知文書を現住所に送付します。

5. 注意事項

- (1) 法政大学資格課程修了証書は卒業時1回(L記2-Bは在学中1回もあり)のみの交付とし、再発行しません。
- (2) 就職先等には「単位修得証明書」を提出してください。必要な方は別途、所属学部窓口に申請願います。

【2021年度 法政大学資格課程修了証書申請書】

- 1. 申請する資格について、口箇所をレ点でチェックしてください。(複数回答可)
 - □ 図書館司書 □ 社会教育主事 □ 社会教育主事·社会教育士 □ 博物館学芸員
 - ※司書教諭については、大学は修了証書を発行しません。文部科学省から修了証書が発行されるため、

別途、大学にお申込みください(詳細は履修要綱や掲示板を参照)。

※社会教育主事・社会教育士は、社会教育士の称号も満たすように単位修得する必要があります。

2. 以下の枠内を記入してください。

申請書提出年月日		年	月	B				
	学部・研究科			ふりがな				
	学科・専攻	年		氏 名				
学生証番号				生年月日(西暦)		年	月	日
	₹							
現住所								
	(TEL)	_	_	(携帯)	_		_	